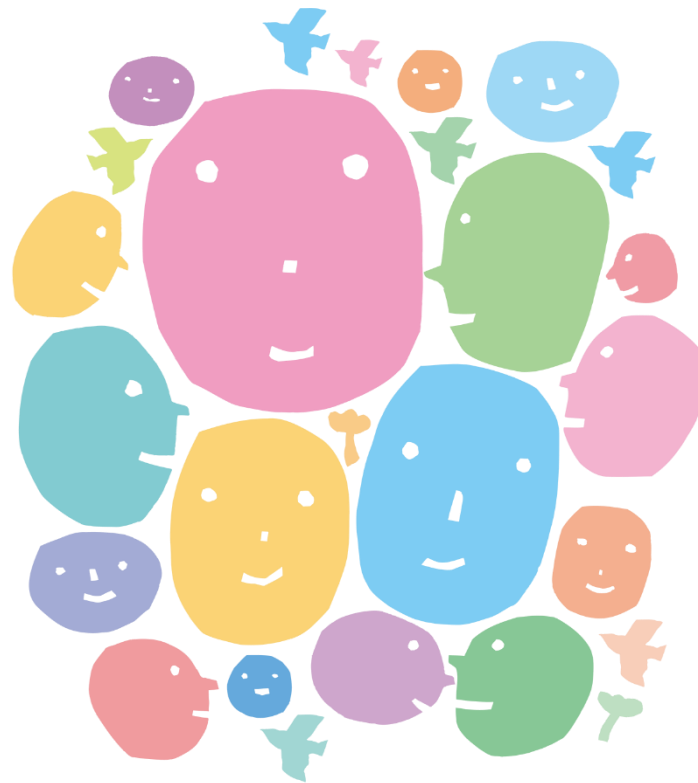


# いのちを支える 遠軽町自殺対策行動計画



令和2年（2020年）3月

**遠軽町**

# 目次

序章	はじめに	1
第1章	計画策定の趣旨	2
1.	策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の数値目標	3
第2章	遠軽町における自殺の現状と課題	4
1.	自殺者の特徴（優先される対象群）	4
2.	自殺者数と自殺死亡率の推移	5
3.	年代別自殺者数	6
4.	性別・年代別の死亡率	6
5.	近隣町村との比較	7
6.	就労状態及び同居人有無別死亡率	8
7.	就労関連状況	9
第3章	いのちを支える自殺対策における取り組み	10
1.	施策体系	10
2.	基本施策	10
①	地域におけるネットワークの強化	10
②	自殺対策を支える人材の育成	11
③	住民への啓発と周知	12
④	生きることの促進要因への支援	13
⑤	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	14
3.	重点施策	15
①	高齢者の自殺対策の推進	15
②	生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動	15
③	子供・若者に対する自殺対策の推進	16
④	働く人に対する自殺対策の推進	17
4.	生きる関連施策	18
第4章	今後の評価指標	24
第5章	計画の推進体制	25

資料編

## 序章 はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。

国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国的に自殺者数は減少してきておりますが、依然として年間2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

遠軽町においても自殺者数はゆるやかに減少していますが、今なお多くの方が自殺によりかけがえのない命を失っています。

このような中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、「いのちを支える遠軽町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

自殺は「個人の問題」ではなく、未然に防ぐことのできる「社会的な問題」であるとの認識に立ち、誰もが自殺に追い込まれることのないように、社会全体で取り組むことが大切です。

遠軽町では総合計画において、「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を将来像に掲げ、まちづくりを推進しています。

遠軽のすべての町民が、心も体も経済的にも、健やかに暮らすことができるまちにしていくため、皆様とともに遠軽町全体で取り組みを推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

遠軽町長 佐々木 修一

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人前後の高水準で推移し、平成23年以降は減少しているものの、年間2万人を超えており、依然として先進諸国よりも高い状況となっています。

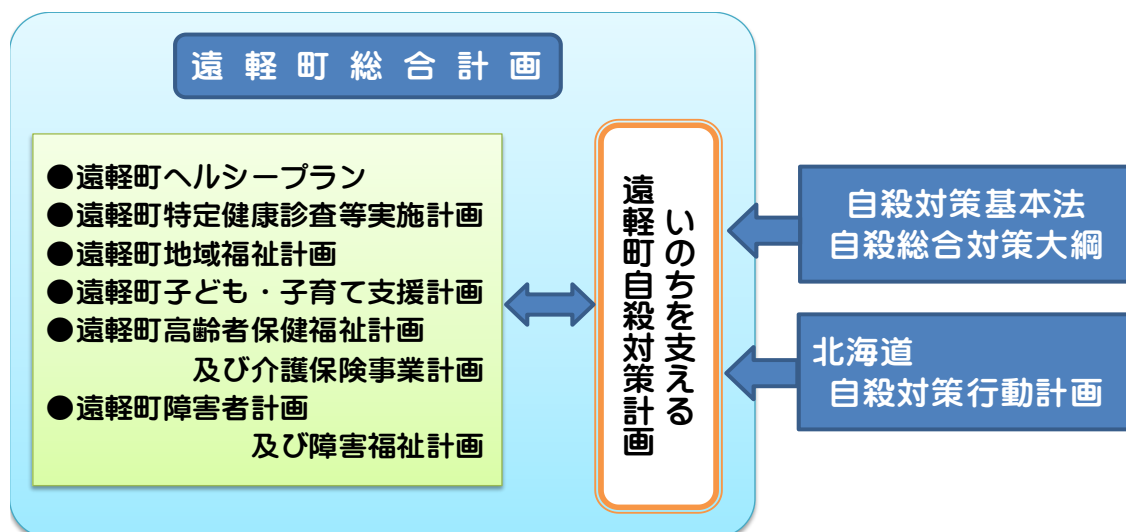
国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人的な問題」から「社会的な問題」として広く認識されるようになり、平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

これらの背景を踏まえ、本町では「いのちを支える遠軽町自殺対策計画」（以下「計画」という。）を策定し、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関係機関との連携のもと、「生きることの包括的な支援」として町全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「遠軽町総合計画」の下位計画とし、下図のとおり関連計画や「北海道自殺対策行動計画」との整合性を図りながら策定します。



### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。

また、国の施策と連携する必要があることから、自殺総合対策大綱の改正や社会状況の変化を考慮して見直しを行うこととします。

### 4. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに自殺死亡率を平成27年の18.5（10万対）と比べて、30%以上減少させ13.0（10万対）以下にすることを目標としています。

また、北海道では平成28年の17.5（10万対）と比較して、令和9年までに30%減少させ12.1（10万対）以下にすることを目標としています。

本町においては、平成25年～平成29年までの自殺者数は20人であり、令和11年の直近5年間の自殺者数を30%以上の減少を目標とします。



## 第2章 遠軽町における自殺の現状と課題

### 1. 自殺者の特徴(優先される対象群)

自殺の背景には、健康問題だけではなく、失業や人間関係・生活困窮や介護疲れなど、様々な要因が複雑に絡み合っています。

自殺対策は、一つの要因のみにアプローチするのではなく、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関が相互に連携を図りながら支援を展開することが必要です。

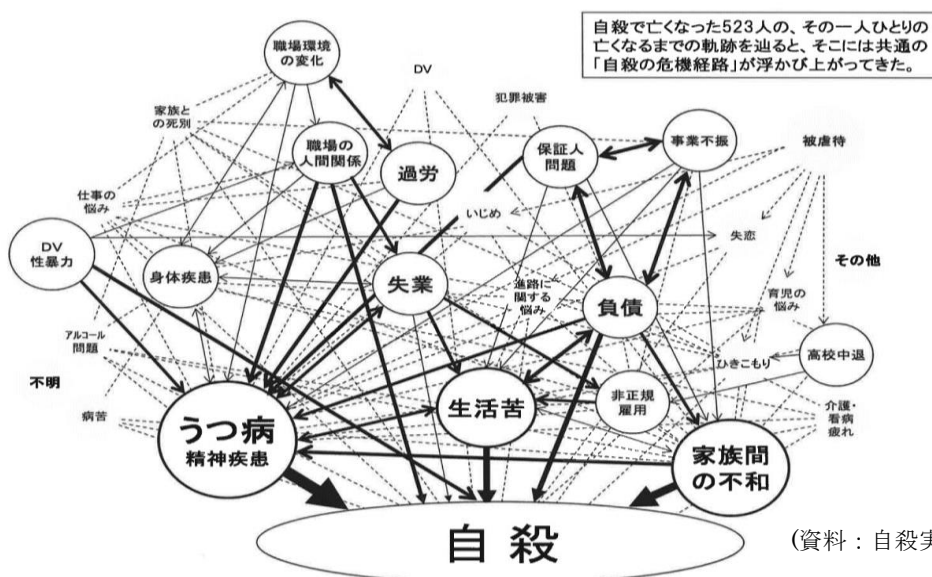
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性 60歳以上無職 同居	4人	20.0%	39.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：女性 60歳以上無職 同居	4人	20.0%	26.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性 20～39歳有職 同居	3人	15.0%	49.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位：男性 40～59歳有職 独居	2人	10.0%	86.7	配置転換(昇進/昇格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5位：男性 60歳以上有職 同居	2人	10.0%	34.9	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/ ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

\*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしました。

(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」)



(資料：自殺実態白書2013 NPO法人ライフリンク発行)

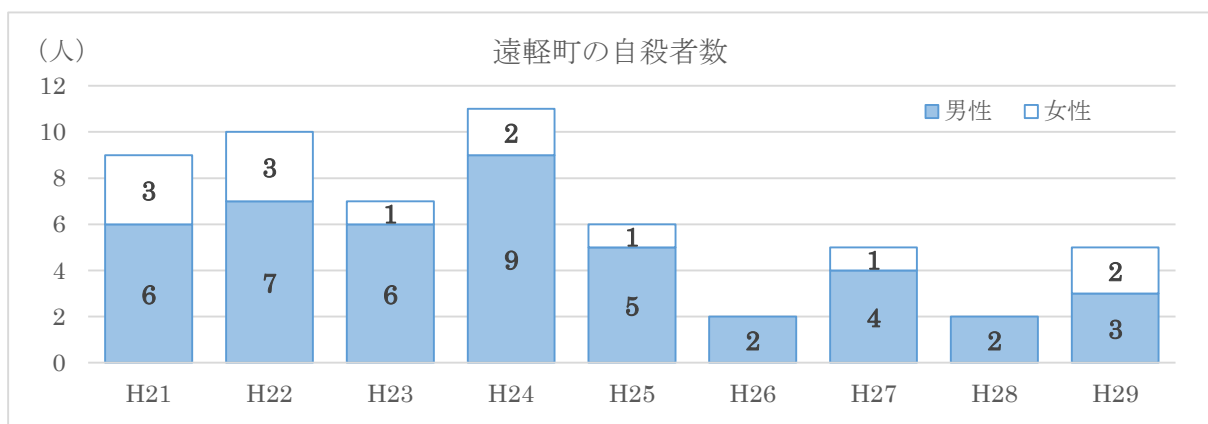
## 2. 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成 21 年から平成 29 年までの自殺死亡者は、57 人で、年間平均 6.3 人となっています。最近 5 年間でみると、20 人で年間平均 4 人と減少傾向にあります。

男女比では、57 人中 44 人が男性で 8 割近くを占め、最近 5 年間でも同様の傾向です。

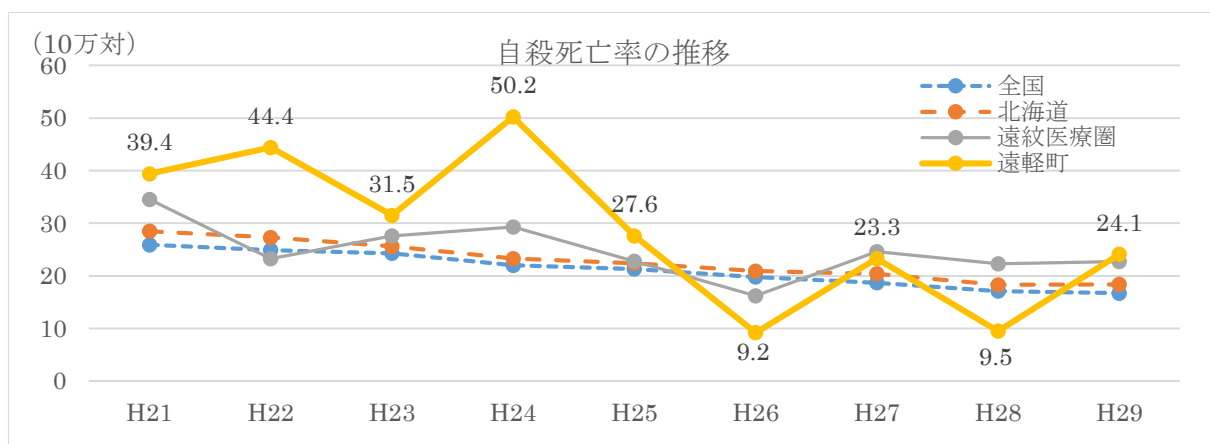
自殺死亡率（人口 10 万人あたりの死亡者数）は、その年の死亡者数により変動が大きく、遠紋医療圏と比較してみると、平成 24 年までは、突出して多い傾向にあり、平成 25 年からの最近 5 年間でも変動はあるものの、やや多い傾向にあります。

北海道や全国と比較すると、割合は大きく上回っており、北海道や全国が減少傾向にある中で、最近の 5 年間を見ても減少割合が鈍い傾向といえます。



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	32845	31690	30651	27858	27283	25427	24025	21897	21321
北海道	1577	1509	1409	1275	1225	1140	1110	990	987
遠紋医療圏	27	18	21	22	17	12	18	16	16
遠軽町	9	10	7	11	6	2	5	2	5

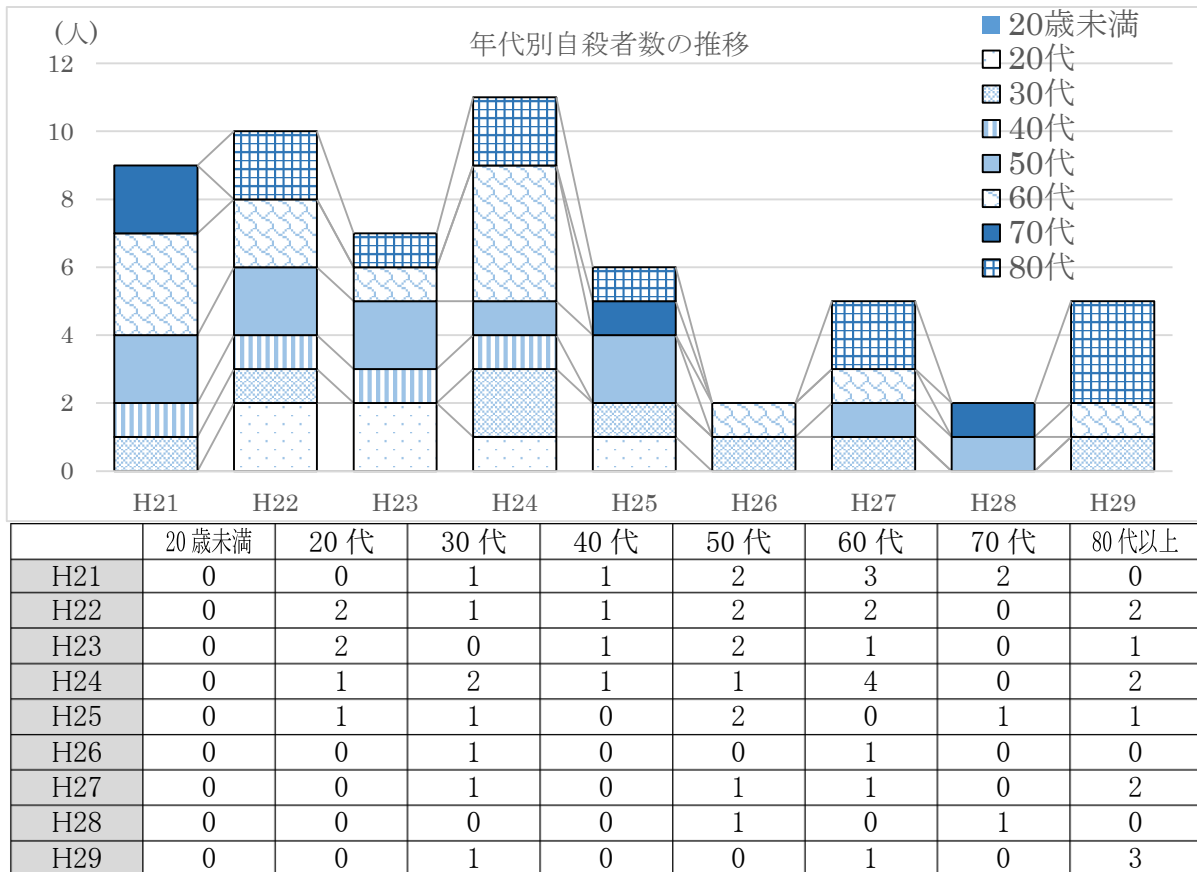
(資料：警視庁自殺統計)



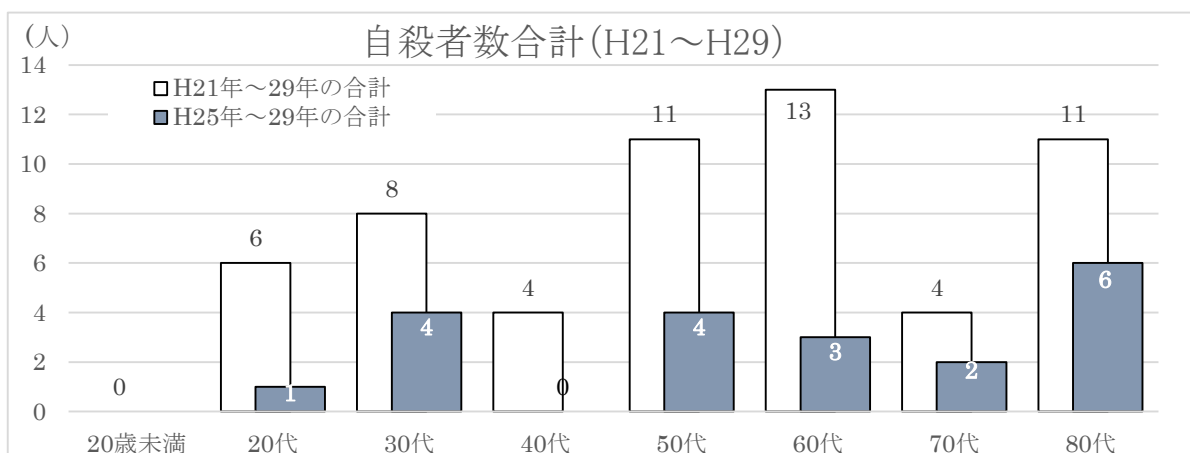
### 3. 年代別自殺者数

平成 21 年から平成 29 年までの自殺死亡者総数は、57 人であり年代別では、60 代が 13 人、50 代と 80 代が 11 人と、中高年層が全体の 6 割を占めています。

次いで、30 代 8 人、20 代 6 人と若年層の自殺者も決して少ない数ではなく、最近の 5 年間では、総数 20 人に対し、80 代 6 人、50 代 4 人、30 代 4 人で全体の 7 割を占め、ほぼ同様の傾向で推移しています。



(資料：警視庁自殺統計)



(資料：警視庁自殺統計)

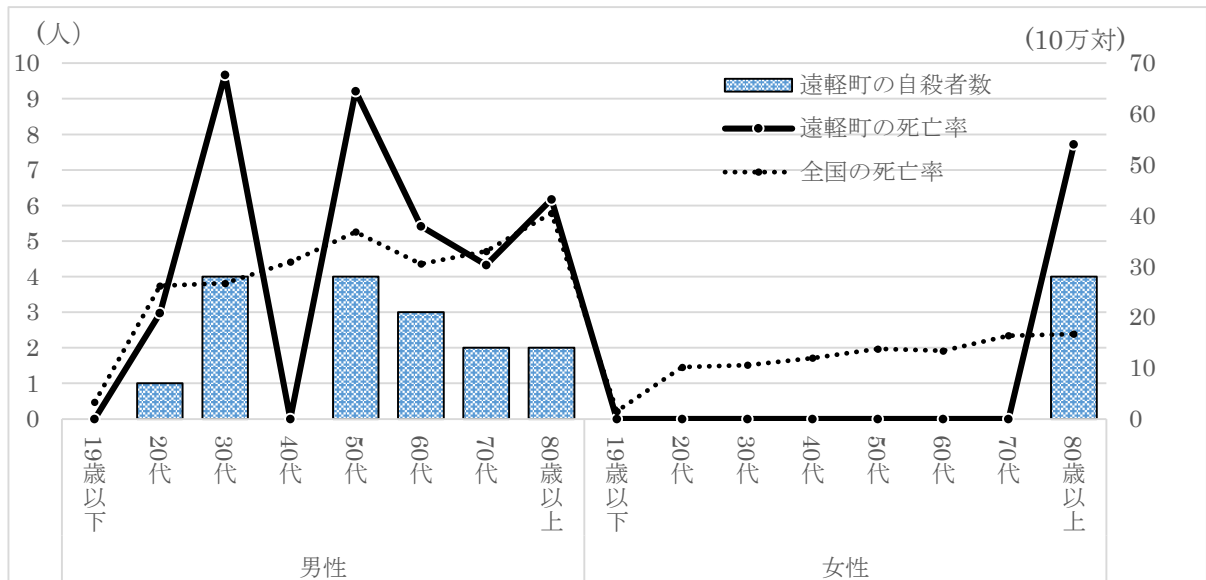


#### 4. 性別年代別の死亡率

平成 25 年から平成 29 年までの自殺死亡者総数は 20 人です。

性別では、男性が 16 人と 8 割を占め、全国も男性が多いことから同様の傾向です。

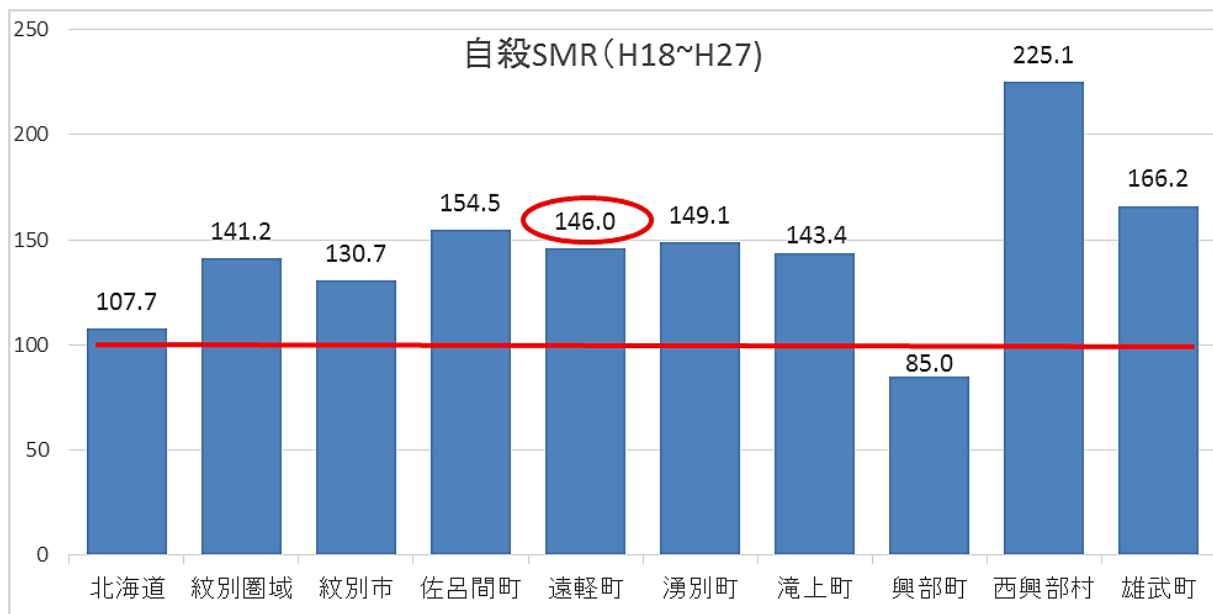
年代別では、男性は 50 代が 4 人、30 代が 4 人、女性は 80 代が 4 人と、全国と比較しても突出して多い傾向にあります。



(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」)

#### 5. 近隣町村との比較

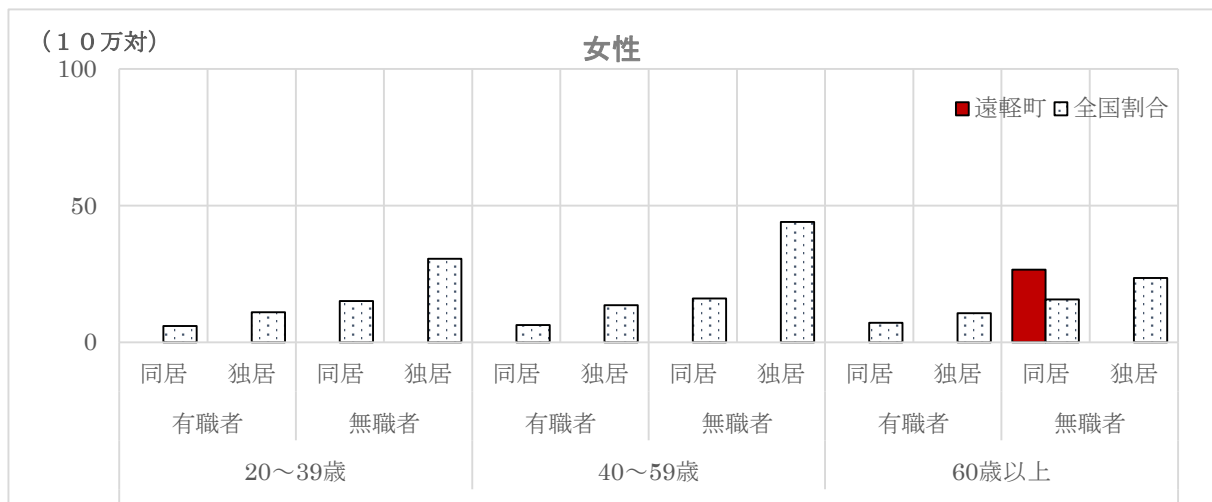
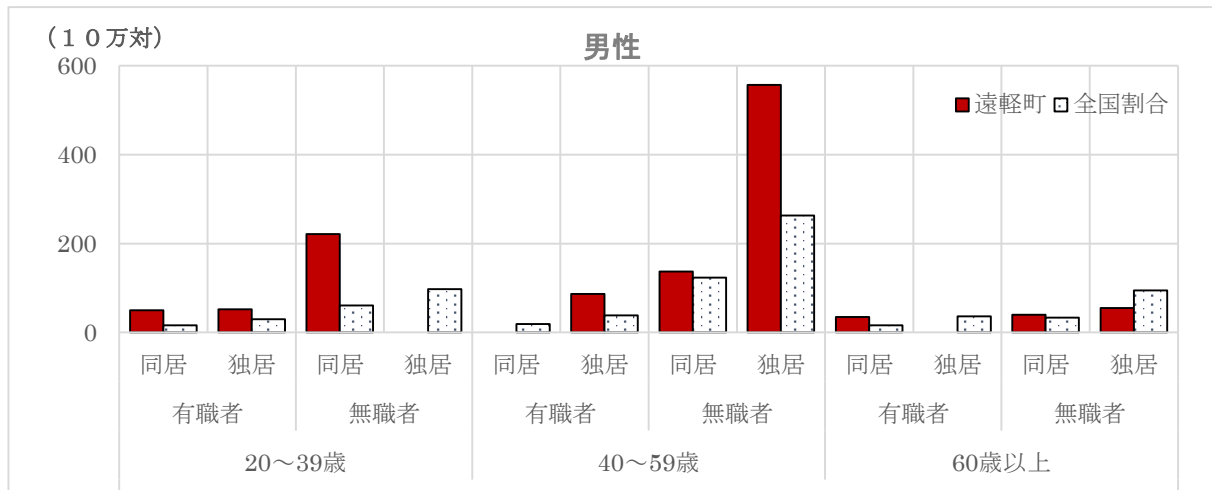
北海道と比較すると遠軽町も含め遠紋地区は自殺率が高い傾向にはありますが、近隣町村と比較してもそれほど差がありません。



(資料：北海道における主要死因の概要9)

## 6. 就労状態及び同居人有無別死亡率(10万対)

20～59歳の年代は有職・無職とも全国の割合より高く、特に無職者は高い傾向にあり、失業率と自殺死亡率には強い相関関係があることが分かっています。自殺した無職者の約半数は失業者と言うデータもあり、失業原因（健康面・労働問題）へのアプローチが必要です。



(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」)

## 7. 就労関連状況

平成 25 年～平成 29 年の自殺者 20 人中、8 人が就労しており、8 人すべてが被雇用者でした。従業者規模は不明ですが、遠軽町の事業所の 7 割は 50 人未満（約半数は 19 人以下）であり、職場のメンタルヘルス対策や相談窓口が不十分な可能性があります。

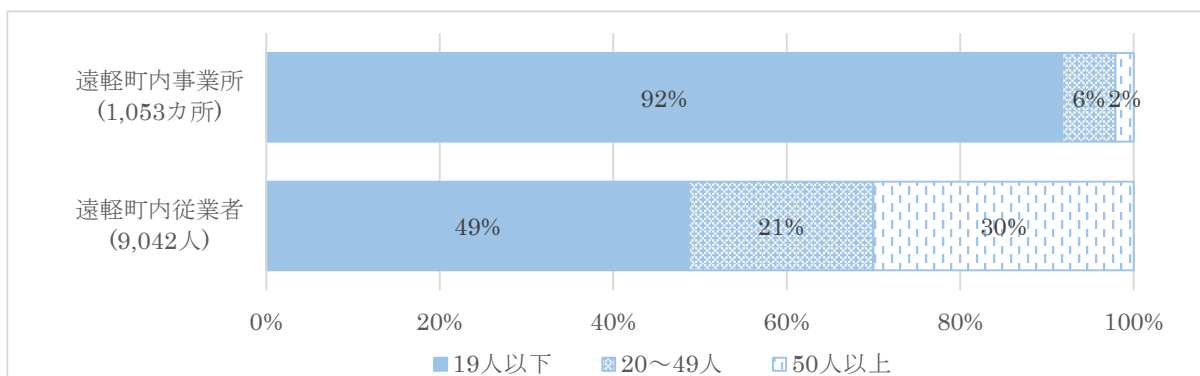
自殺はうつ病による個人的な問題とされがちですが、重要なのはうつ状態になる原因がそれ以前の社会環境要因にあり、特に働き世代には過労やパワハラ等の働き方の問題等も見ていかなければなりません。

### 職業別自殺者の割合

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0 人	0.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	8 人	100.0%	79.7%
合計	8 人	100.0%	100.0%

(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」)

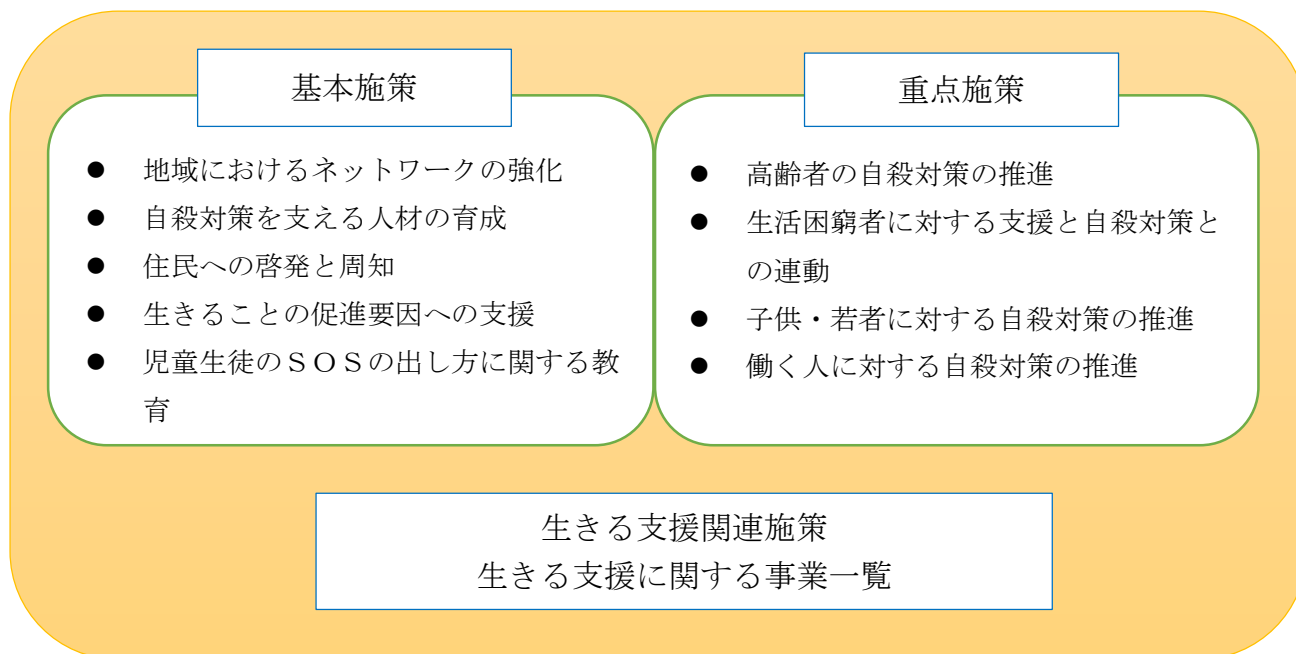
### 事業所規模状況



(資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」)

## 第3章 いのちを支える自殺対策における取り組み

### 1. 施策体系



### 2. 基本施策

#### ① 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係やひきこもりなどの問題のほか、地域・職場環境の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係しています。誰もが自殺に追い込まれることのない、安心して生きられるよう精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

そして、このような包括的に取り組むには、医療、保健、福祉、教育、労働その他の様々な関係機関と連携を図り、ネットワークの強化を推進していきます。

事業内容	担当部署 関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠軽町いのちを支える自殺対策会議</li> </ul> 自殺対策事業に関わる庁内各部署が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進します。	全課 保健所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠軽町民生委員児童委員協議会</li> </ul> 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる支援ができるよう会議や研修会等の議題に自殺対策を取り上げ、情報共有を図り連携を強化していきます。	民生部保健福祉課

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●遠軽町健康づくり推進委員会</p> <p>各町内会から推薦されている健康づくり推進委員に対し、同じ町内会で困難を抱えている人に気づき、町へつなげられるよう推進していきます。</p>	民生部保健福祉課
<p>●地域ケア会議</p> <p>高齢者の個別課題について、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域の社会資源を総合的に調整し、支援困難事例や広域的な課題について検討します。</p>	民生部保健福祉課 社会福祉協議会
<p>●自治会連絡協議会</p> <p>各自治会連合会の役員で構成されており、会議の中で自殺対策について取り上げ、情報共有を図り連携を強化していきます。</p>	民生部住民生活課
<p>●自立支援協議会</p> <p>障害がある方とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、自殺対策の視点を加え検討していきます。</p>	民生部保健福祉課
<p>●要保護児童対策協議会</p> <p>児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見による適切な保護を図るため、関係機関との連携と情報共有により、対応に努めます。</p>	民生部保健福祉課

## ② 自殺対策を支える人材の育成

生きることの包括的な支援に関わる幅広い支援者等に対し、自殺対策に関する研修会等を実施し、適切な支援ができる人材を養成することが必要です。

また、自殺に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、見守りなどの適切な対応を図ることができる人「ゲートキーパー等」の養成を推進することで、関わりを通して自殺を考えている人等の孤立・孤独を防ぎ、適切な支援につなげます。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●ゲートキーパー研修会の開催及び参加促進</p> <p>町職員や一般住民、商工会議所・商工会などの各関係団体、専門職等を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄り添いながら支援できる人を増やします。</p>	民生部保健福祉課 総務部総務課 経済部商工観光課 保健所

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●認知症サポーター養成講座</p> <p>さまざまな職種や住民を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援する認知症サポーターを養成します</p>	民生部保健福祉課
<p>●メンタルヘルス研修会への参加促進</p> <p>町職員や事業所の職員を対象とした研修会を受講してもらうことで、うつ等の気づき、理解や相談機関等の周知をはかります。</p>	総務部総務課 民生部保健福祉課
<p>●経営者支援セミナー</p> <p>経営者を対象としたセミナーを利用し、自殺に関する内容を盛り込むことで健康管理の必要性と重要性を周知します。</p>	経済部商工観光課

### ③ 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰にでも当事者となり得る重大な問題であるということの意識の普及啓発を行います。

また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが町全体の共通認識となるように、積極的に自殺予防の普及啓発を行います。

地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早期に専門機関につなぐことができるような体制を整備します。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●相談窓口に関するリーフレットの設置</p> <p>紋別保健所で作成している相談窓口を掲載したリーフレットを町民が訪れる様々な施設に設置し、住民への周知を図ります。</p>	民生部保健福祉課
<p>●自殺予防のリーフレットやポスターの設置</p> <p>自殺予防に関するリーフレットやポスター等を庁内窓口等に設置し、周知を図ります。</p>	全課
<p>●各種イベントや事業等での啓発活動</p> <p>成人式やふれあい広場等町内の各イベントでリーフレットを配布します。</p>	全課

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●こころの健康に関する講座の開催</p> <p>職場や自治会、老人クラブ等で行う健康相談や健康教育の機会にこころの健康や自殺に関する正しい知識について理解を深めるための講座を行います。</p>	民生部保健福祉課
<p>●広報やホームページを活用した啓発活動</p> <p>町のホームページやフェイスブックに自殺対策に関する情報を掲載し、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）の周知と理解促進を図ります。</p>	民生部保健福祉課

#### ④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが必要です。

生活上の困り事を察知し、連携して解決を図る支援、居場所づくり等に関する対策を推進していきます。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●老人クラブ</p> <p>高齢者の社会参加や生きがいつくりの場となるよう活動を支援します。</p>	民生部保健福祉課
<p>●各種サロン事業</p> <p>社会福祉協議会と連携しながら、参加者同士が交流や相談を通して、孤立を防ぎ、不安やストレスの解消を図ります。</p>	民生部保健福祉課 社会福祉協議会
<p>●介護予防事業</p> <p>介護予防事業を通して、心身機能の低下の予防を図ります。また、参加者同士の交流を図ることで心身の健康の保持増進を図ります。</p>	民生部保健福祉課
<p>●高齢者大学</p> <p>高齢者の社会参加や生きがいつくりの場となるよう活動を支援します。</p>	教育部総務課
<p>●相談支援体制の整備</p> <p>あらゆる面接、相談等（健康相談、人権相談、納税相談、年金相談など）を通じて、それぞれの困りごとを把握しながら、状況に応じて関係部署との連携を図り、必要な支援につなげます。</p>	全課

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●メンタルヘルスチェックの実施</p> <p>こころの不調をきたしやすい妊産婦に対し、スクリーニングを病院や町等で実施し、高得点の妊産婦については連携を図り、必要な支援につなげます。</p>	民生部保健福祉課
<p>●ストレスチェックの実施</p> <p>町職員や教職員が、自身のストレス度合いに気づき、メンタル不調を未然に防ぎます。</p>	総務部総務課 教育部総務課

### ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面し、いのちや暮らしに危機を感じたとき、誰にどのように助けを求めればよいのか、周りの信頼できる人に助けを求めることができるよう、具体的かつ実践的に方法を学ぶと同時に、周囲に助けを求めてもよいということ学ぶ「SOSの出し方教育」を推進していきます。

また、こうした子どものSOSに対して、適切に対応できるような相談体制を整備していきます。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●SOSの出し方教育</p> <p>児童生徒がいのちの大切さを学び、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を学校と連携しながら行います。</p>	教育部総務課 民生部保健福祉課 保健所
<p>●教職員・教育関係者の研修会受講</p> <p>教育機関等と連携を図りながら、児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	教育部総務課
<p>●相談窓口の周知</p> <p>いじめや不登校、その他学校生活に関する相談窓口一覧を児童生徒と保護者に配布し、悩みや困りごとを発信できるよう相談窓口の周知を図ります。</p>	教育部総務課
<p>●児童生徒の支援体制の強化</p> <p>いじめや不登校等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、学校等の関係機関と連携して支援します。</p>	教育部総務課 民生部保健福祉課



### 3. 重点施策

#### ① 高齢者の自殺対策の推進

遠軽町の高齢者の自殺割合は約3割となっています。高齢者は経済的な問題を抱えやすく、また、身体的心理的な理由から閉じこもりやうつ状態になりやすいことや地理的環境から冬期間の積雪により、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムの構築や地域福祉等と連携した事業の展開を図る必要があります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要なため、さまざまな社会資源を活用し、生きることの包括支援として施策の推進を図ります。

事業内容	担当部署 関係機関
●高齢者の健康づくりと地域交流の場の充実 現在ある老人クラブや高齢者大学、グループ活動、サロン事業などについて周知し、孤立を防ぎ、生きがいある生活ができるよう支援していきます。	民生部保健福祉課 教育部総務課
●地域包括支援センターとの連携 地域で暮らす高齢者の個別課題について把握し、関係機関がケア会議等で共有、連携することで自殺に追い込まれないよう支援していきます。	民生部保健福祉課
●介護予防事業・介護予防生活支援・介護サービス事業 高齢者の個々に応じて、相談や必要なサービス支援につなげることによって、日常生活に関する不安の解消に努めます。	民生部保健福祉課
●健康相談・健康教室 自治会や各種団体等で開催する健康相談や健康教育の機会にこころの健康や自殺に関しての理解を深めるための健康教育を行います。	民生部保健福祉課
●各種がん検診及び健康診査の実施 健診を受けることによって、高齢者の健康面の不安軽減に努めます。	民生部保健福祉課

#### ② 生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動

生活困窮の背景には、健康問題、介護、労働問題、家族の問題など、さまざまな要因が複合的に存在していることが想定されます。

平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の自殺統計によると、本町における

自殺者20人のうち12人が無職者です。無職者のうち60歳以上が多いことから退職後又は年金等で生活する高齢者が、健康面をはじめとした問題に直面し自殺するというケースが想定されます。

生活困窮者や無職者の自殺に対する包括的な対策として、経済、医療、福祉及び生活面への支援のほか、地域とのつながりの構築等といった社会的な視点も含む包括的な支援を促進します。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●消費者センターとの連携</p> <p>消費生活で困っている住民に対し、センターにつなげたり、自殺のリスクが高い人がいる場合は、必要な機関につなげられるように連携を強化します。</p>	経済部商工観光課
<p>●ハローワークとの連携</p> <p>仕事上で困っている住民に対しては、ハローワークにつなげたり、自殺のリスクが高そうな人の場合は、必要な機関につなげられるよう連携を強化します。</p>	経済部商工観光課
<p>●生活保護援助事業</p> <p>相談者が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。</p>	民生部保健福祉課
<p>●年金相談</p> <p>年金の相談受付時に、自殺リスクを抱える住民を早期発見し、必要に応じて適切な相談窓口につなげます。</p>	民生部住民生活課

### ③ 子供・若者に対する自殺対策の推進

平成21年から平成29年まで、本町における20歳未満の自殺者はいませんが、全国でみると、20歳未満の自殺者は平成10年以降おおむね横ばいです。20歳代・30歳代の死亡率は他の年代に比べて比較的高く、全国的に見ても若年層の死因に占める自殺の割合は高いことから若年層の自殺対策が課題となっています。

さらに、平成28年4月、基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、若者の自殺対策を更に推進することが求められています。

問題を克服した過去の経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど、「生きることの促進要因」が少ない子ども・若者は、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、生きることの促進要因の増加を図ります。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●SOSの出し方教育《再掲》 児童生徒がいのちの大切さを学び、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を学校と連携しながら行います。</p>	教育部総務課 民生部保健福祉課 保健所
<p>●教職員・教育関係者の研修会受講《再掲》 教育機関等と連携を図りながら、児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	教育部総務課
<p>●相談窓口の周知《再掲》 いじめや不登校、その他学校生活に関する相談窓口一覧を児童生徒と保護者に配布し、悩みや困りごとを発信できるよう相談窓口の周知を図ります。</p>	教育部総務課
<p>●児童生徒の支援体制の強化《再掲》 いじめや不登校等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、学校等の関係機関と連携して支援します。</p>	教育部総務課 民生部保健福祉課

#### ④ 働く人に対する自殺対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、啓発、相談体制の整備等、過労死等の防止のための対策を推進します。

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度を実施しながら、メンタルヘルス対策の普及を図ります。

事業内容	担当部署 関係機関
<p>●商工会議所・商工会の相談事業 中小企業への相談事業の機会を利用して、過労死対策やメンタルヘルス対策の普及を図ります。</p>	経済部商工観光課
<p>●ストレスチェックの実施《再掲》 職員や教職員が、自身のストレス度合いに気づき、メンタル不調を未然に防ぎます。</p>	総務部総務課 教育部総務課
<p>●ゲートキーパー研修会への参加《再掲》 町職員や一般住民、商工会議所・商工会などの各関係団体、専門職等を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄り添いながら支援できる人を増やします。</p>	民生部保健福祉課 総務部総務課 経済部商工観光課 保健所

#### 4. 生きる支援関連施策

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
総務課	職員の健康診断	健康診断、ストレスチェックの実施	職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、職員自身の自殺対策となり、またより適切に住民からの相談に応じることが可能となる。		●							●
総務課	職員の研修	メンタルヘルスに関する研修機会の確保	職員が自殺要因になりやすいメンタルヘルスについて知識を得ることにより、より適切な対応が可能となる。		●							●
総務課	長時間労働の是正	時間外勤務の上限設定、振替休暇取得の推進	長時間労働とならないよう時間外勤務の上限を設定し、振替休暇取得を推進することにより、職員の健康増進につながり、自殺対策となる。		●							●
建設課	町営住宅維持管理事業	公営住宅を含む町営住宅管理等の事務を行う。	公営住宅法により、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという公営住宅には、生活困窮や低収入など、生活面での問題を抱えている入居者や入居希望者が少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高い町民に接する機会も多いことから、有効な窓口となり得る。	●						●		
商工観光課	地域産業の育成・発展事務	商工会議所・商工会と連携した経営者支援セミナーなどを行う。	セミナーにおいて、自殺対策(生きることの包括的支援)に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会となる。		●	●						●
商工観光課	商工相談事務	中小企業の様々さまざまな経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスをを行い事業者の経営力の向上を図る。	商工会議所・商工会を通じて、経営上のさまざまな課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●			●					●
税務課	町税等の徴収及び滞納整理事務	町税等の納付相談の実施	◆税金等の支払いが滞るケースは、生活面において深刻な問題を抱えていることが多いと思われ、支援につなげる体制を築く必要がある。 ◆納税相談等から問題を把握した時は、相談窓口の紹介する。							●		
住民生活課	コミュニティづくりの推進	自治会の役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の実施	研修会の中で自殺対策について言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につながる可能性がある。		●							

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワ ーク	人材育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒	高齢者	生活困窮 者	子ども・若 者	勤務・経営
住民生活課	交通安全対策に関すること	相談者に対するリーフレットの配布	交通事故の加害者・被害者ともに、事故後に様々な問題等に直面し、自殺リスクが高まる可能性があるため、双方に相談の機会を提供し、リーフレットを配布することで支援機関等の情報周知が可能となる。	●								
保健福祉課	保健医療福祉審議会	住民の保健、医療及び福祉に関する事項について調査審議する。	各種事業計画についての審議が主な業務だが、20人いる委員は医療、福祉関係に従事している方、自治会等に携わる方がいるので、情報及び意見交換の場となり得る。		●				●			
保健福祉課	地域包括支援センター	必要な援助等を利用するよう導き、住み慣れた地域で生活できるよう援助する。	総合相談窓口として、本人や家族のみならず支援活動に関わっている方を総合的に把握し、包括的にマネジメントすることにより、連携強化による対策を講じることができる。	●					●			
保健福祉課	生活支援コーディネーター	住み慣れた地域で安心して暮らすための地域の支え合いの体制づくりを推進する。	高齢者に対する支援としては、うつ・孤立予防のための地域における見守りの意識醸成と、生きがいを持っていきいきと暮らせるよう関係各機関と協働し取り組む。	●	●				●			
保健福祉課	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持つサポーターを要請する。	孤立しがちな認知症患者及び世帯について、正しい知識と理解を持つことにより安心して暮らせる地域社会が引いては対策となる。	●	●	●			●			
保健福祉課	認知症初期集中支援事業	認知症の方をできるだけ初期の段階で医療や介護サービスに繋げる。	個別検討時においては、「患者と家族に寄り添う」ことを重要視していることから、地域からの孤立などと言った因子についても対策を講じているため一助となっている。	●			●		●			
保健福祉課	介護相談等ケアマネジメント	ケアプランを作成し事業者との調整役であると共に、高齢者の生活改善に資する。	高齢者の自殺対策としていわゆるゲートキーパーとなるよう資質向上を図り、適切な対応を取ることで心も支援する。	●					●			
保健福祉課	認知症地域支援推進事業	推進委員を配置し相談支援や町民に対し認知症の正しい理解していただく活動を行う。	孤立しがちな認知症患者及び世帯について、正しい知識と理解を持つことにより安心して暮らせる地域社会が引いては対策となる。	●			●		●			
保健福祉課	高齢者虐待対応	早い段階での対応を旨とし、適切な擁護者支援に繋げる。	高齢者虐待として通報される案件は、あらゆる理由による多岐にわたる家族の問題が占められるため、ケース対応することにより結果的に関係機関との情報共有になり対策にも繋がっている。	●			●		●			
保健福祉課	権利擁護事業	認知症、知的及び精神の障害のある方の相談支援を行う。	判断能力に不安がある方がいる家族の悩みは深く将来を悲観することもあり、リスクが高いため相談を受ける中で支援につなぐための機会となる。	●					●			

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
保健福祉課	人権相談	人権擁護委員による相談	差別やいじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題での困りごとに関する相談の機会を設け、必要に応じ専門機関につなげます。	●								
保健福祉課	各種手帳・手当等の申請・交付・受付事務	各種手帳・手当等の申請・交付・受付事務	申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●								
保健福祉課	自立支援医療申請受付事務	自立支援医療申請受付事務	申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●								
保健福祉課	障害福祉サービス費給付事業	障害福祉サービス費給付事務	申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る。	●								
保健福祉課	自立支援協議会	自立支援協議会	障害がある方とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう、自殺対策の視点で検討することができる。	●								
保健福祉課	民生委員・児童委員	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	●					●	●	●	
保健福祉課	生活保護に関する相談・事務	生活保護に関する相談・事務	生活保護利用者は、利用していない人に比べて自殺のリスクが高いことが明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。	●						●		
保健福祉課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童に対する対応の検討	児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見し、適切な保護を図ることで自殺リスクの軽減につながる。	●								
保健福祉課	児童虐待への対応	児童虐待への対応	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●		●		●			●	

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
保健福祉課	母子健康手帳交付	母子の健康保持のため母子手帳を交付と前期と後期に面接を行ない、妊婦健診助成券を発行する。	◆母子手帳交付時は妊娠における悩みや問題を把握できる機会となり、望まない妊娠である場合は自殺リスクにもつながり得る。 ◆本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					●	
保健福祉課	乳幼児健診、1歳6ヶ月・3歳児健診	各時期における成長発達の確認、異常の早期発見と相談の実施	保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					●	
保健福祉課	妊産婦・新生児訪問指導等	全妊産婦と新生児の面接・訪問を実施し、母子の健康保持増進を支援する。	◆産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ◆保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●					●	
保健福祉課	子育てに関する相談	電話・窓口・各種事業等で保健師、栄養士による健康相談を実施	保護者や家族との面談時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●							●	
保健福祉課	子育てに関する事業	就学前の親子が集える交流の場を提供するとともに孤立を防ぐ。	保護者や乳幼児との対応時に子育て等における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●							●	
保健福祉課	特定健診・特定保健指導	国民健康保険加入者に対して健診と保健指導を実施し生活習慣病の重症化を図る。	◆健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし問題がある場合には、詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関への支援につながる接点となり得る。 ◆健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●						
保健福祉課	各種検診・がん検診	がんの早期発見・治療につなげるための検診の実施	◆健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし問題がある場合には、詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関への支援につながる接点となり得る。 ◆健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●		●		●				
保健福祉課	健康づくり推進委員推進員事業	町委嘱による推進委員が町内各ブロックに配置され健康増進や啓蒙を行なう。	保健推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、町民の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へのつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●	●						
保健福祉課	各種健康相談	電話・窓口・各種事業等で保健師・栄養士による健康相談の実施	相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●		●			●			

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
保健福祉課	自治会・事業所等の健康講座	依頼に応じ町内各団体等に保健師、栄養士による健康教育の実施	健康講座の中でテーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、町民へ寄与できる可能性がある。			●			●			●
図書館	図書館の管理	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実や教育・文化サービスの提供とする。	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。			●		●				●
社会教育課	家庭教育事務	幼児・児童を持つ親を対象に子育てに関する学習機会や各種情報・資料を提供する。	子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。		●			●				●
社会教育課	少年教育事務	心豊かな子どもを育むため、地域の特色を生かした創作・体験活動等の機会を提供する。	青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。					●				●
社会教育課	青年教育事務	青年団体活動の支援や青年との交流機会を設けるなど社会に対応した地域づくり等の社会参加を促す。	青年団体への加入や活動等に参加してもらうことで、自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。		●							●
社会教育課	成人教育事務	趣味・教養、生活課題や地域課題に即した学習機会を提供する。	地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。		●	●			●			●
社会教育課	高齢者教育事務	高齢者の生きがい高めるとともに、高齢者の活力を地域社会に生かす学習活動等の機会を提供する。	事業を通じて自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。		●				●			
社会教育課	指導者養成事務	リーダーバンク登録者を中心に、有志指導者としての研修を深め、地域の教育力を高める。	指導者にゲートキーパー研修等を受講してもらもことで、自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。		●							●
社会教育課	情報提供・学習相談事務	各種学習相談に対応できるよう学習情報の整備、充実を図るとともに相談窓口を周知する。	さまざまな相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。			●		●				●



担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
社会教育課	団体育成援助事務	子ども会育成連合会・PTA連合会・社会教育関係団体等の活動を支援する。	セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。		●	●		●			●	
社会教育課	委員活動等事務	社会教育委員・青少年指導員等会議の開催	青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことにより、現状と取組みについての理解を深めてもらう機会となり得る。		●	●		●			●	
教育部総務課	教育相談事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談等を、教育相談員が対面や電話相談で適切な指導・助言を行う。	学校以外の場で専門員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。			●		●			●	
教育部総務課	不登校対策事業	教育支援室及び訪問において定期的・継続的に個別相談等を行う。	不登校児童生徒指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充につながる可能性がある。		●			●			●	
教育部総務課	教育に関する会議や研修会の開催	子どもたちと教職員、教職員間のコミュニケーションの新たな考え方を学び、スキルアップや相談員との連携強化を図る。	教育相談の在り方・進め方を共有し、連携することで問題解決へとつなげることが可能になり得る。		●			●			●	
教育部総務課	奨学資金貸付事業	奨学金に関する事務	支給対象の学生・保護者との面談時に、家庭状況やその他の問題等に聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。					●		●	●	
教育部総務課	要保護・準要保護児童援助事業	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、就学の援助を行う。	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。					●		●	●	
教育部総務課	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助を行う。	援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺リスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。					●		●	●	
教育部総務課	特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を要する児童・生徒に対し、学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポート、相談を行う。	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上でさまざまな困難を抱える可能性が想定される。					●			●	

担当課	事業名	事業の概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
教育部総務課	教職員健康診断事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	ストレスチェックの結果を活用することで、児童・生徒の支援者である教職員に対する支援の強化を図ることができる。		●			●			●	
教育部総務課	異校種連携事業	小学校・中学校・高等学校及び大学が連携し、児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図る。	小学校・中学校・高等学校間で、児童・生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。		●			●			●	

## 第4章 今後の評価指標

### 1. 自殺対策全体の評価指標

評価指標	現状	目標
	平成25年～29年の合計	令和7年～11年の合計
自殺者数の減少	20人	30%減少

### 2. 基本施策に対する指標

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

評価項目	現状 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)
自殺対策推進会議（案）開催数	未実施	1回/年

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	現状 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)
町職員のゲートキーパー研修受講率	未実施	職員の60%以上
一般町民及び関係団体・事業所等を対象としたゲートキーパー研修の開催数	未実施	1回/年

#### (3) 町民への啓発と周知

評価項目	現状 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)
リーフレットやポスターの設置	実施	拡大
広報、ホームページ・フェイスブック等での啓発	実施	拡大

#### (4) 生きることの促進要因への支援

評価項目	現状 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)
うつスクリーニング等の実施	妊産婦	妊産婦・高齢者にも拡大

#### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価項目	現状 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)
自殺予防教育及びSOSの出し方教育の実施数	実施	各小中学校 1回以上/年
相談窓口の周知	1回/年	3回/年

## 第5章 計画の推進体制

自殺対策の推進にあたっては、庁内関係者で構成する自殺対策チームにおいて、関係各課の連携体制を構築しながら、実効ある施策の推進を図っていきます。

また、庁内以外の関係機関との連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進します。

